

広島県告示第五百三十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を平成二十三年五月三十日認可した。

平成二十三年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

芸防漁業協同組合

2 住所

大竹市防鹿三三七五番地の二

二 免許番号

内水共第一号

三 変更の内容

芸防漁業協同組合内水共第一号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を改正する

規則

芸防漁業協同組合内水共第一号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。
第五条の表中「9月20日から10月31日まで」を「9月20日から11月30日まで」に改める。

附 則

この規則は知事の認可があった日から施行する。